

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 3 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501836号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600158号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年5月26日から同年6月4日に訂正し、平成2年5月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成2年5月26日から同年6月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年5月26日から同年6月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年5月26日から同年6月4日まで

A社に平成2年6月3日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同年5月末日退職予定が事務処理のため同年6月3日となった。保険料を控除されたと思うので、資格喪失年月日を平成2年6月4日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の主張並びに請求者から提出されたA社作成の平成2年分の給与支払報告書(個人別明細書)及び請求期間直後の平成2年6月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているB社作成の平成2年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、請求者は請求期間においても継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、上記平成2年分の給与支払報告書(個人別明細書)によると、社会保険料等の金額が10万3,421円であったことが確認できることから、この中には、請求期間の社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料)が含まれていることが推認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、平成2年4月の厚生年金保険の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年5月26日から同年6月4日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保

険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成2年5月26日となっており、離職年月日は同日であることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成2年5月26日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年5月26日から同年6月4日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1600143 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600159 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A 社から平成 16 年 12 月 10 日に賞与が間違いなく支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された「2004 (平成 16) 年分賃金台帳」及び A 社の請求期間当時の代表取締役の回答並びに同僚の賞与支給日の記録により、請求者は、請求期間において賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額 26 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、平成 16 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600355号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600160号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額を42万7,000円、平成24年2月29日の標準賞与額を19万5,000円、同年12月10日の標準賞与額を37万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月9日、平成24年2月29日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月9日、平成24年2月29日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年2月29日
③ 平成24年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、いずれの期間も厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳一覧により、請求者は請求期間①から③までに同社から賞与の支給を受け、平成23年12月9日は42万7,000円、平成24年2月29日は19万5,000円、同年12月10日は37万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成23年12月9日、平成24年2月29日及び同年12月10日の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に提出していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月9日、平成24年2月29日及び同年12月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600432号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600161号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2003年賞与2明細書」(以下「賞与明細書」という。)、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額17万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600433号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600162号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2003年賞与2明細書」及び取引金融機関の通帳並びにA社の事業主の回答により、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額20万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。